

正倉院木簡の用途

——原秀三郎氏の所説に接して——

東 野 治 之

原秀三郎氏は、本誌第八号（一九八六年）に、「倉札・札家考」と題する論考を掲げられ、藤原宮西北隅から出土した弘仁紀年木簡の機能や、兵庫県高砂市塩田遺跡出土の「札家」墨書土器について、示唆に富む見解を発表された。私もまた原氏の論より多くの学恩を受けたのであるが、原氏の論の中には、かつて私の発表した見解を批判されている部分があり、この点については承服することができない。ここにその理由を明らかにして、原氏ならびに読者諸兄姉の批正を仰ぐこととしたい。

さて原氏が拙見に関わって問題とされたのは、正倉院に伝世した左の木簡である。

・法花経疏一部十二卷吉蔵師者

右、依飯高命婦宝字元年閏八月十日宣、奉請内裏

・使召継舎人采女家万呂

判官川内画師 主典阿刀連

私は、以前発表した「正倉院伝世木簡の筆者」『正倉院文書と木簡の研究』所収、以下の記述では「前稿」と略称する）の中でこの木簡を

とりあげ、

(一)これが、経典（この場合は法花経疏）の貸出しに際し、東大寺写経所において作成された記録木簡であること。

(二)正倉院文書中に存する経典の出納帳は、この種の木簡の記録を整理して作成されたものであろうこと。

を論じたことがあった。原氏は、この解釈に対して、木簡の文言中の「奉請」は「借用」の意であると主張され、全面的に私の解釈を否定されている。

確かに原氏も言われる通り、天平勝宝八歳七月の経疏帙籤等奉請帳（『大日本古文書』（三）一九二頁以下）や天平勝宝四年四月の写経所請経文（原氏前掲論文所引）の場合など、「奉請」は借用を意味するところ解さなければならぬ。しかし夙に内藤乾吉氏が指摘され、筆者も前稿で述べたように、「奉請」に貸出しの意味があることも事実である。原氏が私の「誤解」の例としてとりあげられた次の造東寺司請経文の場合こそ、「貸出し」を意味する好例といふべきであらう。

造東寺司

雜阿含經一部五十卷黃紙及表綠緒朱軸紙帙

納漆塗箱一合 帛巾一条並岡寺

右、依大德宣、奉請如前、

天平勝宝三年五月廿二日

次官正五位上兼行大倭介佐伯宿禰(自署、下同シ)「今毛人」

「勘納大疏山口佐美麻呂」

「舍人弓削塩麻呂」

(比良麻呂自署)
「返送如前員、仍附舍人依羅必登、以牒、

同年七月卅日少疏高丘比良麻呂」

『大日本古文書』(II)五五六頁)

この文書にみえる「大疏」「少疏」は、いずれも紫微中台のそれである。私は前稿において、この文書を造東大寺司から紫微中台への經典貸出しに関わるものとし、紙の送り状の実例と考えた。しかし原氏は、文中の「奉請」を借用と解し、この文書は造東大寺司が紫微中台から經典を借用するときに出されたと解釈される。大疏が署名しているのは、經典が紫微中台に返された際に、これを確認したものであり、少疏比良麻呂はその旨を付記して、この文書を造東大寺司に返送したとされるのである。

しかし原氏のこの解釈が当たらないことは、左の文書によって明

白である。

造東寺司牒 竜蓋寺三綱所

雜阿含經一部五十卷納漆塗箱一合 帛巾一条

右、依所請數、奉返如前、故牒、

天平勝宝三年八月一日主典美奴連

判官正六位下上毛野君

次官五位上兼行下総員外介

使田部乙成

『大日本古文書』(II)三八頁)

この文書は、造東大寺司が竜蓋寺(岡寺)から借用していた雜阿含經を返却した時の牒である。自署がみられないことからして案文であり、正文が竜蓋寺に送付されるため、その控えを造寺司側に残したとみてよい。ところでこの雜阿含經は、卷數や付属品からみて、先の造東大寺司の請經文にみえる雜阿含經と同一物に違いない。請經文に「並岡寺」の注記があるのを見逃すべきではなからう。しかも竜蓋寺への返却の日付は「八月一日」であり、奉請状の比良麻呂追筆部分にみえる「七月卅日」の翌日である。紫微中台から返却をうけた雜阿含經を、造東大寺司がすぐさま竜蓋寺に返却したことが知られよう。そのことは、竜蓋寺から造東大寺司に次のような返抄の牒が発せられていることから確認できる(『大日本古文書』(3)五一

五頁。

竜蓋寺三綱牒上 造東大寺務所

奉所請經返抄事

右、依当月一日牒旨、領納如數、付舎人田部弟成返抄、以狀牒上、

知事「順道」

天平勝宝三年八月一日都維那「勝律」
(自誓、下同)

(統修別集九卷による)

この牒が、雜阿含經の返却に関わるものであることは、「八月一日」という日付と、「田部乙(弟)成」という使人の一致から疑いない。⁽²⁾このようにみると、原氏のような解釈がなりたつ余地は、造東寺司請經文に関する限り、全くないといってよい。

原氏は、私の解釈が誤っている例として、なお造東寺司請經論疏注文案(『大日本古文書』⁽¹⁾二五八頁以下)をあげておられる。しかしこの帳簿の場合も事情は同じである。この帳簿の末尾には「經帙六十枚」が挙げられ、次のような説明が付されている。

右、依少進出雲屋万呂十九年十月廿日宣、奉請大般若經之時、畏其經所進者、經実返來、未返件帙

即ちここでは、貸出した大般若經そのものは返却されて来たが、帙

が未返却である旨が述べられている。「經実返來」とあるのは、この大般若經が貸出されていた何よりの証拠であろう。

これのみでも、この帳簿が貸出したまま未返却になっている經典を列挙したものであって、文中の「奉請」が貸出しの意でなければならぬことは明らかであるが、そのことは別の文書によっても確認できる。たとえばこの帳簿の中に、

解深密經五卷 疏十卷

右、依次官佐伯宿祢今毛人天平感宝元年五月廿七日宣奉請、の一項があるが、これは一切經散帳案(『大日本古文書』⁽¹⁾三五五頁以下)の次の項に該当するであろう。

解深密經五卷以勝宝元年五月廿七日依次官佐伯宿祢宣奉請内裏

これは、佐伯今毛人の宣により、解深密經が内裏に貸出されたことを示すとみねばならない。さきの造東寺司請經論疏注文案では、「内裏」という貸出し先が省略されているわけである。その他、両帳簿を対比すれば、日付等に若干の相違はあっても、同一事実とみるべき項目が散見し、いずれもそれらが貸出されたものであることは疑いないであろう。

以上によって、「奉請」には借用・貸出しの二義があり、造東大寺司の奉請状や造東寺司請經注文案の場合は貸出しの意であって、私がこれらについて前稿で述べたところは、いささかも訂正を要しないことが知られたと思う。しかしこれだけでは、正倉院木簡の

「奉請」が貸出しの意であると証明されたわけではない。この点が明らかにならない限り、原氏の批判や解釈は、なお有効といえないこともなからう。遺憾ながら、私は上述のような形で自説が正しいという確証を示すことはできない。ただし、原氏のような解釈が正倉院木簡についても極めて成立しにくいことは言えると考ええる。その根拠の第一は、前稿でも書いたが、木簡に「奉請内裏」とあることである。この文言は、たとえ変体漢文にもせよ、「内裏に奉請す」とは読めても、「内裏より奉請す」とは読みにくい。

根拠の第二は、木簡にみえる吉藏の法花経疏が、すでに天平十九年の写経所文書にみえ、宝字元年以前に写経所で書写されていることが明らかである。⁽⁴⁾ 写経所で書写済みの書を、宝字元年の時点で改めて借用しなければならない必然性は、はたして存在したであろうか。經典の借用といえば、考えられるのは写経の底本にする場合や、仏事等で同一の經典を大量部数必要とする場合などであるが、少なくとも底本としての借用は、上記の事情からありえない。大量部数の必要ということも、法花経の、しかも疏では考えられないであろう。⁽⁵⁾ 以上の理由から、私は正倉院木簡の「奉請」も、貸出しとしか考えられないと判断する。従って前記のような解釈に立つて展開された、木と紙の使いわけに関する原氏の所説(原氏論文一四〇頁上段)もまた、再検討を要すると考える。

原氏の解釈に対する批判は以上に尽きるが、ひるがえって考えれば、上に述べたような検討は、私が当然前稿において試みておくべきものであった。それをなすことなく、単に内藤乾吉氏の見解を受けた形で論を展開したのは、妥当を欠いたといわざるをえない。この点原氏に対して深くお詫び申し上げるとともに、反省の機を与えて下さったことに改めて御礼申し上げたい。

注

(1) 内藤乾吉「正倉院古文書の書道史的研究」(正倉院事務所編『正倉院の書蹟』所収)。

(2) 以上の三文書の関係については、すでに福山敏男氏が『奈良朝寺院の研究』一五五頁以下で簡明に述べられており、要はそれに尽きるのであるが、本稿の性質上、やや詳しく論証を加えた。

(3) なお原義に溯れば、「奉請」は「まねく」意から発して、「まねく」主体がどちらにあるかにより、二義を生じたものであろう。この語そのものは中国に起源があり、たまたま管見に入っただけでも、聖武天皇宸翰『雑集』所収の「奉請文」やスライン将来敦煌文献S一六〇、S五八七七などに例がある。

(4) 経師等写疏紙筆墨充帳(『大日本古文书』(9)一三頁以下)及び常疏手実帳(同上五八六頁以下)参照。

(5) 写経所の業務内容からすれば、異本校合のための借用という可能性はないであろう。